

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	上下水道局
職 位	主任
年 齢	47歳
性 別	男性
処分内容	免職
処分理由	<p>当該職員は、令和3年1月16日、稲城市のスーパーマーケットにおいて、一部の商品についてはレジを通した上でカバンに入れたが、食料品18点4,565円については、持参した当該店舗のレジ袋に入れて万引きした。</p> <p>また、令和2年5月30日にも、高津区にあるディスカウントストアに入店し、菓子類数点1,000円相当を持参したレジ袋に精算をせずに詰め込んで、店外に出たところで店の警備員に呼び止められた後、高津警察署に連行された事実があったが、職場の上司等には報告していなかった。</p> <p>かかる行為は、常に法令を遵守し高い倫理観を求められる公務員としての自覚と責任感の欠如による信用失墜行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行と認められる。</p>
処分年月日	令和3年12月9日
備 考	

問合せ先
川崎市上下水道局総務部庶務課
044-200-3095